

国と地域の再生に向けた観光振興について

平成 27 年 5 月 13 日
日本商工会議所

I. 基本的な考え方

わが国経済の現状は回復基調にあるものの、急速な少子高齢化の進展による国内マーケットの縮小や労働力人口の減少、これらに伴う地域経済社会の衰退という構造的な課題を抱えている。こうした課題を克服し、地方創生によるわが国の持続的な成長を実現していかなければならない。

観光は、関連する産業の裾野が広く、地域内外の需要の拡大、雇用機会の創出など、地域に大きな経済効果をもたらすばかりでなく、伝統の継承や文化の創造など、地域社会の価値向上に重要な役割を果たす。その振興は、地方創生の重要な鍵であり、日本経済再生の原動力となるといっても過言ではない。

政府は、昨年 6 月の日本再興戦略の改訂において、「世界に通用する魅力ある観光地域づくり」を重要政策の一つとして打ち出した。そして、2020 年の訪日外国人旅行者 2,000 万人、2030 年の 3,000 万人という目標達成に向けて、訪日ビザ発給要件の緩和や免税制度の見直しなど、外国人旅行者の受け入れ環境整備を積極的に進めている。こうした取り組みに円安等が追い風となり、2014 年の訪日外国人旅行者数は 1,341 万人と、前年から約 30%増加し、訪日外国人旅行者の観光消費額も初めて 2 兆円を突破した。

しかし、インバウンドの効果は、首都圏やゴールデンルートなど主要都市に集中しており、地方にまで波及していない。加えて、わが国の旅行消費額（23.6 兆円）の約 9 割を占める国内居住者による「国内観光」は、ここ数年も微増に止まっており、長期的な低迷から脱しておらず、地域間に格差が見られる。

観光を地方創生に最大限活かすためには、インバウンドを含む旅行者を、全国各地に幅広く分散・拡大させ、均衡のとれた観光振興を推進していく必要がある。それと同時に、観光を単なる交流人口の拡大に終わらせず、業種を越えた産業間の連携による地域産業の育成、雇用の拡大、地域社会の再生につなげていくことが重要である。

以上の考えに基づき、日本商工会議所では、以下の 3 つの観点から提言を取りまとめた。

1. 「国内観光」と「インバウンド」の両輪による観光振興の促進

現在、空路による訪日外国人旅行者の約 9 割が、首都圏空港、国際拠点空港などの主要 7 空港から入国しており、それ以外の空港利用はそれぞれ 1%に満たない。また、主要 7 空港が所在する地域における外国人旅行者の宿泊は約 8 割と、滞在先も特定都市に集中している。さらに、首都圏空港等の空港容量および、東京や大阪などの大都市の宿泊施設の収容数は限界に近づいている。

今後、さらなるインバウンドの拡大を実現するためには、わが国全体での観光振興の推進が不

可欠であり、特に、玄関口となる首都圏空港、国際拠点空港等の整備・拡充および都心部とのアクセス改善、情報通信環境のさらなる整備等による、大都市圏のグローバル観光都市としての機能強化が重要である〔「Ⅲ. 全国的な取り組みに関する具体的な要望事項」(8～23頁参照)〕。そして、これらに加えて、大都市に次ぐ新たな地域観光の核となる「交流拠点都市」(仮称)を構築し、その周辺地域との連携により、全国各地に旅行者を行き渡らせる仕組みを作り上げることが必要である〔「Ⅱ. 地方創生の観点から重点的に取り組むべき事項」(3～7頁参照)〕。

交流拠点都市は、大都市および周辺地域とのネットワークを整備するとともに、産業観光などの新たな観光開発を推進することが求められる。また、周辺地域においては、自然、歴史、文化、食など地域固有の資源を活用し、観光の魅力向上を図り、国内観光の推進とともに、外国人旅行者の地域への誘客を促していく必要がある。

以上のように、国内居住者による「国内観光」と「インバウンド」を両輪とした観光振興の促進により、観光による地域の消費拡大と雇用促進を実現させ、地方創生につなげていくことが重要である。

2. 観光関連産業のイノベーション促進と地域内産業間の連携と協働

観光を地域経済・社会の活性化の原動力としていくためには、旅行者などの域外からの需要の獲得・拡大を図ると同時に、それを域内での消費、生産・サービス活動、雇用、投資の拡大に結びつけていくことが重要である。この観点から、「観光客数」のみならず地域に直接的な経済効果をもたらす「観光消費額」の拡大に力点をおいた取り組みの強化が必要である。

観光関連産業の育成・強化のみならず、一次産業をはじめ多様な産業の連携による新事業開発など、観光を通じた業種を越えた地域産業の連携・協働関係の構築とイノベーションの促進により、地域産業の活性化を図ることが重要である。

3. 関係府省庁、国と自治体、自治体間の垣根を越えた推進体制の構築・強化

現在、観光庁をはじめとする関係府省庁が観光振興に関与しているが、全体を統括・運営する司令塔が不在のため、各々の事業が個別に実施され、連携が取れず非効率なものもある。観光担当大臣の強力なリーダーシップのもと、観光庁が観光に係る施策を総合的に調整できるよう体制を構築・強化し、戦略的に観光振興策を推進することが必要である。

II. 地方創生の観点から重点的に取り組むべき事項

1. 交流拠点都市の構築による観光の振興

「交流拠点都市」は、同都市内もしくは隣接都市内の地方空港や高速道路、高速鉄道の交通インフラを生かし、インバウンドの分散化・拡大の受け入れ先として、首都圏空港・国際拠点空港等のネットワークの構築並びに、海外からのチャーター便や直行便の乗り入れ拡大を図っていくことが必要である。

また、歴史的建造物、旅館、空き家等の既存のストックおよびICTによる情報を、有効に整備・活用し、観光開発を進めるとともに、周辺地域との二次交通の整備を図り、交流拠点都市を核とした周辺地域を含む広域連携観光を促進することが重要である。

●地域観光の核となる「交流拠点都市」を国が指定し、税財政措置などの重点的支援により、そこを拠点として周辺地域に旅行者を行き渡らせる。併せて、戦略的プロモーションの推進により、国全体の観光の量的・質的充実を目指す。

(1) 交流拠点都市の指定に備えるべき要件

政府は、原則として以下の条件を満たす都市を「交流拠点都市」として、公募により10カ所程度を指定する。

- 成田、関西、羽田、福岡、中部、新千歳、那覇の7空港に次ぐ国際線就航が可能な地方空港や高速道路、新幹線等の高速鉄道が利用可能な都市。
- 自地域内や周辺地域に優れた観光資源を有し、二次交通等のアクセス、宿泊施設の容量など、周辺地域を含めて、内外の旅行者を集客することが潜在的に可能な都市。
- インバウンドとアウトバウンド（日本人の海外旅行）の双方向の送客システム（ツーウェイツーリズム）の構築が見込まれる都市。

(2) 交流拠点都市における取り組み

交流拠点都市の自治体は、空港、航空会社、鉄道会社、旅行会社、商工会議所、関係団体等と連携して、以下の取り組みを推進する。

【交流ネットワークの強化】

- 首都圏空港・国際拠点空港等と、交流拠点都市もしくは隣接都市に所在する地方空港との航空ネットワークの促進、並びに同地方空港へのチャーター便やLCC誘致など路線の拡大を図る。
- 三大都市圏等との高速鉄道や高速バス等によるネットワークの促進、路線の拡大を図る。
- 地方空港や高速鉄道の拠点駅等から、周辺地域への二次交通（バス、鉄道）の整備を推進する。

【地域の観光開発、魅力の向上】

- 免税店の増大によるショッピングツーリズムの推進など地域での観光関連消費の拡大を図る。
- 地域の観光資源を磨き上げ、産業観光、エコツーリズム、医療観光、スポーツツーリズムなど、地域特性に応じた新しい観光開発を促進する。
- 税制・財政等の優遇措置を活用し、ホテル等の観光施設の開発・誘致、観光関連産業の育成を促進する。

【広報・プロモーションの強化】

- インバウンドの誘致対象国を定め、JNTOおよびクールジャパン機構との連携により、海外から交流拠点都市への誘客促進のキャンペーン、ファミトリップなどのプロモーションを推進・強化する。

(3) 交流拠点都市に対する政府の支援

1) 交流拠点都市に必要な財政・金融・税制上の措置を講じるものとする。

【想定される支援策】

〔財政支援〕

- ・交流拠点都市と周辺地域を結ぶ二次交通や、交流拠点都市内の鉄道・バス等の交通システムの育成・強化への重点的な支援
- ・ターゲットとするインバウンド対象国からの旅行会社・航空会社の招聘、旅行客誘致戦略の策定・実施に関する専門家の派遣など、誘致活動への強力な支援
- ・海外メディアにおける交流拠点都市・周辺地域の特集番組の放映、主要誌への掲載、国際展示会への出展、海外メディアの当該地域への招聘など、拠点地域に特化した海外プロモーション事業実施への支援
- ・その他、交流拠点都市が計画する事業に対する必要な支援

〔金融支援〕

- ・ホテル、旅館、土産品小売店、飲食店など観光関連施設の新設、増設に必要な設備資金の低利融資・利子補給
- ・観光関連事業の創業に必要な運転資金の低利融資

〔税制措置〕

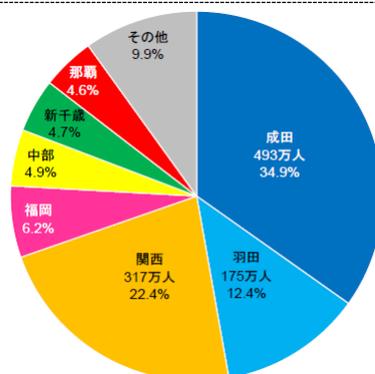
- ・観光関連施設・設備の投資に対する法人税の特別償却または税額控除および特例措置を受ける事業実施者の所得控除

2) 国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、観光圏などで実施されている観光関連の特例措置を、交流拠点都市において、全国に先駆け先行適用する。

なお、上記支援に必要な立法措置を講じるものとする。

【参考】

- ・訪日外国人旅行者の空路による入国の90.1%が成田、羽田、関西、中部、福岡、新千歳、那覇（成田、羽田で47.3%）。外国人旅行者を全国に分散・拡大させるためには、これら空港所在都市に加えた新たな核となる都市（「交流拠点都市」）を国が指定し、戦略的なインバウンドを促進していくことが必要。
- ・訪日外国人旅行者が利用しやすい鉄道・バスの共通割引チケットの発行など、鉄道会社やバス会社等の公共交通機関の協力による交通環境の整備も必要。



訪日外国人旅行者の空港利用状況（平成26年）

(各地域の動き)

▼北海道新幹線開通に向けた広域連携の推進（青森県青森市、弘前市、八戸市、北海道函館市）

- ・平成28年春の北海道新幹線「新青森—新函館北斗」間の開業に向け、平成25年3月、青森県青森市・弘前市・八戸市、北海道函館市の4市が連携して、「青函圏観光都市会議」を設立。首都圏を中心にプロモーションを展開しているほか、4市で開かれるマラソン大会を巡ると抽選で宿泊利用券や特産品が当たる「青函圏マラソンラリー」を実施する予定。さらに、平成28年4月から平成29年2月までの期間、広域大型観光キャンペーンとして、「青函圏周遊博」の開催が計画されている。

▼北陸新幹線の開通を見据えた連携の促進（石川県金沢市）

- ・石川県金沢市は平成25年3月、平成27年3月の北陸新幹線金沢駅開業を見据え、新たな都市像「世界の『交流拠点都市金沢』をめざして」を策定。これに先駆け、平成24年11月には、「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」で3つ星の観光資源を有する、金沢市、富山県南砺市、岐阜県白川村・高山市の首長が集い意見交換する「広域観光サミット」を開催し、北陸新幹線開業を見据えた誘客に係る情報共有や相互連携を行った。

▼瀬戸内しまなみ海道を活用した自転車ツーリズムの推進（広島県広島市）

・広島県広島市は、原爆ドーム、厳島神社という2つの世界遺産を有す。近年、同県尾道市と愛媛県今治市と連携して、「瀬戸内しまなみ海道」を活用した官民連携による観光振興を進めている。平成26年7月には、平成28年3月末までの時限措置で、同海道自転車道の通行が無料となったことから、広島県内の代表的な観光ルートに加え、瀬戸内の島々を巡るサイクリングや、四国での観光など、圏域を越えた観光振興の期待が高まっている。



▼地元空港を活用した誘客強化（静岡県沼津市、三島市、下田市、伊東市、熱海市）

・平成21年に開港した富士山静岡空港の利用促進と需要拡大を図り、空港を活用した伊豆地域の産業経済の活性化や東部地域の発展等を目的に、静岡県の沼津、三島、下田、伊東、熱海の5商工会議所は、「伊豆地域富士山静岡空港利用促進連絡会」を発足。中国を中心に外国人旅行者の誘致を推進しており、現地旅行会社を伊豆地域に招聘するモニターツアーをはじめ、プロモーション活動を実施している。



2. 観光ネットワークの構築による観光の広域展開

国内観光の促進と外国人旅行者の各地への分散・拡大には、周辺地域における魅力ある観光開発とともに、交流拠点都市などを支点とする観光ネットワークを構築し、地域間相互の連携による広域観光の展開が必要である。

●周辺地域においては、業種を越えた連携・協働関係の構築などにより、地域固有の資源を活かした新たな観光商品・サービスの開発を推進していくことが必要である。

(1) 周辺地域の重要性

- 訪日外国人旅行者を広く各地に行き渡らせるためには、大都市や交流拠点都市などからの旅行者の受け入れ先となる魅力ある周辺地域が必要・不可欠である。
- 同周辺地域は、地域資源を活用した観光開発等により、まずは、国内旅行者の集客において競争力を備えていることが必要である。

(2) 周辺地域における取り組み

- 交流拠点都市とその周辺地域は、地域の特色を活かした観光圏を形成し、様々な観光商品・観光サービスの造成・開発を促進する。
- 周辺地域においては、歴史・文化・伝統・産業を活かした教育旅行・体験ツアーや、自然や食を活かしたグリーンツーリズムなど、旅行者のニーズに対応して、地域資源を活用した新たな観光商品・サービスの開発を促進する。
- 交流拠点都市および他の周辺地域と連携のうえ、宿泊を伴う観光あるいは日帰り観光のいずれをターゲットとするかなど、地域の特性、実情に適した観光戦略を策定・推進する。
- 交流拠点都市および他の周辺地域との連携により、それぞれの地域にしかない観光資源や祭りなど、期間限定の観光商品や季節ごとのイベントを組み合わせることで、旅行者の訪問時期や地域を分散化させ、地域全体の観光のボリュームの拡大を図る。
- 交流拠点都市などを軸とした、2地点間のライン型からその発展型となる3地点間のトライアングル型、それ以上の多地点間のラウンド型など、地域の特色を反映した広域観光ルートを開発し、情報発信・受け入れ体制の整備を図る。

(3) 周辺地域に対する政府の支援

- ・地域における観光戦略策定の参考となる観光統計データの整備・提供
 - ・ニューツーリズム開発のための専門家の派遣等の支援
 - ・地域資源を活用した特産品、観光商品の開発のための支援の拡充
 - ・コミュニティバス等の域内交通システム整備への支援
- など

【参考】

- ・JR九州のななつ星に代表される観光列車が全国的な広がりを見せている。こうした観光列車やクルーズ船と各地の地場産品、飲食等をつなげることで、地点間交流の促進を図ることも可能（また、地域鉄道を活用した観光列車の育成も地点間交流という観点から有効）。

なお、訪日外国人旅行者の主たる入口となっている三大都市圏や豊富な国際路線を有する空港の所在都市においては、空港とそのアクセス整備、C I Qのさらなる改善、多言語案内表示や無料公衆無線LANの一層の向上など、グローバル観光都市としての受け入れ体制の強化が必要である。

3. 観光関連産業のイノベーションと産業間連携の促進

観光を地域活性化のための重要な経済・文化活動と位置づける。その持続的な取り組みを推進するためには、観光関連産業の育成・強化はもちろん、一次産業をはじめ様々な産業の連携・相互補完による新商品・サービスの開発など、観光を通じた地域産業の育成とイノベーションの促進を図ることが重要である。

- 「観光客数」のみならず、観光関連産業を通じて「観光消費額」を拡大させ、地域経済の活性化につなげる。

(1) 観光関連産業の育成・強化

- 自然・風景、コト（歴史・伝統・芸能・文化）、食など地域固有の資源を、ストーリーを付けて編集・開発し、域外から多くの人々を呼び込むことは、地域に消費・雇用の拡大などの経済的な効果をもたらすだけでなく、地域文化の普及、向上にもつながる。こうした点を踏まえ、観光関連産業を育成していくことが必要である。
- それぞれの地域における産業特性を踏まえつつ、観光を通じた様々な産業の協働・補完体制を構築し、地域内の雇用の拡大、投資の促進につなげていくことが必要である。
- 工場視察、農作業体験など、それぞれの産業の観光要素を有する取り組みを推進し、ビジネスにつなげることで、産業のイノベーションを図っていくことが重要である。
- 歴史的建造物や文化施設のレストラン、カフェ等としての利用など、地域素材の新たな観光資源としての有効活用の促進が求められる。そうした取り組みにより起業した中小・零細企業を、観光クラスターとして形成することにより、魅力的な観光の創造と地域産業の育成を促進する。
- 地域内のインフラ整備、都市機能強化という観点から、地元自治体、関係団体、住民の協働による、まちづくりと一体となった観光振興の取り組みが重要である。
- こうした観光関連産業の育成や観光を通じた多様な産業の協働・補完体制の構築には、人材が不可欠であり、自治体、大学、専門学校、企業などが一体となった人材育成の仕組みづくりが必要である。

(2) 政府による支援

- ・観光関連産業の創業や企業育成のための財政・税制上の支援
- ・観光人材の育成に向けた研修システム、助成制度の構築などの支援

Ⅲ. 全国的な取り組みに関する具体的な要望事項

1. 「国内観光」と「インバウンド」の両輪による観光振興の促進

1-1. 国内観光

(1) 社会資本の整備・活用と連動した観光振興の推進

① まち歩きに適した歩行者空間の整備

歩行者優先の都市空間整備は世界的な潮流となっており、旅行者が訪問地でまちを歩き、人と触れ合い地域の生活文化を感じることができる、賑わい空間の整備を図ることが重要である。

都市再生特別措置法、中心市街地活性化法あるいは国家戦略特区に基づく認定地区においては、道路法における占用許可の特例措置が適用され、道路を活用したイベントやオープンカフェの設置、景観に配慮した案内表示の配置等が可能である。まちなかの賑わい創出やまち歩き観光促進のため、この特例措置を全国に適用拡大されたい。

【参考】

- ・平成 23 年に都市再生特別措置法の改正法が施行され、道路空間を活用してまちの賑わい創出等に資するための道路占用許可の特例制度が創設。また、平成 26 年には中心市街地活性化法が改正され、認定を受けた基本計画に対し、道路占用の許可の特例措置が創設。
- ・平成 26 年 9 月、福岡市の国家戦略特区計画が認定され、「エリアマネジメントに係る道路法の特例」の活用で、国際会議のパーティーやシティプロモーションの実施が可能となった。
- ・高崎商工会議所（群馬県）や高崎市は、都市再生特別措置法の改正を受け、平成 25 年から中心市街地の道路空間を利用した「高カフェ」をスタート。約 15 店舗の店先にオープンカフェが設置された。また、自転車無料貸し出しサービス「高チャリ」事業も実施し、平成 26 年度の中心市街地の通行量調査では、平成 24 年度比 10.6%増の延べ 17 万 5,288 人となった。



統一パラソルでまちなかの景観向上（高崎）

② 歴史的建造物、特別史跡等を観光資源として活用するための利用許可基準の緩和

わが国には、特別史跡や古民家、武家屋敷などの歴史的建造物が数多く残されており、これらを観光資源に、宿泊施設やレストラン、オフィスなどとして地域固有の魅力創造に活用していくことが重要である。しかし、これら建造物の、宿泊施設としての活用や、敷地内での飲食・販売施設等の設置については、許可手続きが高いハードルとなっている。

また、全国には約 1,150 の近代産業遺産をはじめ、観光素材として魅力的な未利用公用・公共施設が数多くある。こうした施設を地域資源として有効活用できるよう、支援制度の創設や PPP の促進などを図る仕組みづくりが必要である。

【参考】

- ・国家戦略特区として指定された兵庫県養父市においては、古民家等の歴史的建造物を宿泊施設として活用することが、特例として認められている。
- ・歴史的建築物（住宅）の残存数：149 万棟（昭和 25 年以前の住宅数）
- ・国指定の特別史跡は、大阪城や登呂遺蔵島など全国に 61 カ所あり、特別史跡内に観光客向けの食事処や土産店などの施設を新たに設置するには、文化財保護法（第 125 条第 1 項）の規定によって、文化庁長官の許可が必要となる。また、史跡の重要性や所在地によって、許可申請先が文化庁長官、都道府県教育委員会、市教育委員会など異なる（文化財保護法施行令第 5 条第 4 項）。

③「空き建築物」を観光資源として有効活用するための規制の見直し

地域に点在する廃校や商店街の空き店舗などの「空き建築物」は、地域の観光資源やコミュニティスペースとして活用することで、交流人口の拡大を図ることができる。しかしながら、建築基準法の規制上、用途変更を行う場合は、建築基準に適合させるための改修を行ったうえで建築確認を行う必要があり、相当の費用が必要となることや、建築物本来の味わいが失われてしまうといった問題がある。

耐震性の確保など一定の安全基準を満たすことを前提に、地域に眠る空き建築物の再利用が促進されるよう、建築基準法上の規制の見直しを図られたい。

また、国家戦略特区では、7～10日以上の滞在を条件に、外国人の滞在施設について、構造設備基準や衛生措置等の旅館業法上の規制の適用が免除されている。特区で認められている外国人滞在施設事業に対する旅館業法の適用免除措置を、安全性の確保を前提として全国で認められたい。

FIT（海外個人旅行）の増加に伴う旅行者の多様化により、日本人の生活体験を楽しむための古民家での宿泊や農山漁村の民泊へのニーズが高まっており、外資系の宿泊手配サイト事業が加速している。現状の仕組みでは、国内事業者の空きアパート等を活用した宿泊施設営業の事業範囲が国家戦略特区等に限定されており、規制緩和によって海外事業者と対等な競争条件とすることは、国内事業者の育成、外国人旅行者に対する高品質なサービスの提供という観点からも重要である。また、今後の訪日外国人旅行者の増大を想定した宿泊施設の拡充にもつながることから、早期導入を検討されたい。

【参考】

- ・ 建築基準法（第6条第1項、第87条第1項）において、建築物を他の用途に転用し、旅館など（建築基準法別表第1に掲げる特殊建築物（100㎡超））にするためには、用途別に定められている建築基準に適合させる必要がある。
- ・ 国家戦略特別区域の外国人滞在施設経営事業として、政令で定める要件（7～10日間以上の滞在など）に該当し都道府県知事が認定した事業については、旅館業法の規定は適用されない。
- ・ 旅館業法施行令（第1条第3項第1号）は、簡易宿所施設の構造基準として、客室の延床面積が33平方メートル以上であることを規定しているが、農山漁村余暇法（第2条第5項）に規定する農林漁業体験民宿業の施設については、旅館業法施行令（第1条第3項第1号）の基準は適用されない。

④電線の地中化・無電柱化の推進

安全で快適な通行空間の確保をはじめ、災害の防止、良好な景観の形成、歴史的まちなみの保全などの観点から、電線類の地中化・無電柱化をより一層推進されたい。

⑤水辺空間の整備と舟運ネットワークの構築

水辺の周辺には、神社仏閣など歴史的な観光資源が多く存在し、これらをつなぐ舟運ルート自体にも、観光としての価値がある。新たな舟運ルートの開発、取り組みに対する支援を行うとともに、船舶が運行するための川幅や川底等の環境整備や、防災船着場の平常利用に関する仕組みづくりを推進されたい。

(2) 市町村域、県域を越えた広域連携観光の促進

①「観光」と「まちづくり」の関係機関の協働促進

交流拠点都市を核とした、周辺地域とのネットワークの構築は、地域の経済活動の活発化、医療・福祉・生活機能の確保、高齢者が安心して暮らせるコンパクトなまちづくりの推進にもつながる。広域連携による観光ルート・プログラムの開発などの取り組みを、単に観光振興にとどめず、まちづくりの取り組みと連動・協働させることによって、地域活性化、地方創生の推進を図ることが期待できる。このため、地域において観光振興に関わる観光協会と、まちづくりに関わるまちづくり会社や中心市街地活性化協議会などの組織、商工会議所、自治体、住民などが連携して推進する、まちづくりと一体となった観光振興への支援が求められる。

②二次交通網の整備による地域への誘客促進

新幹線等、高速交通インフラの整備は、広域ネットワークの強化、交流人口の増加につながる一方で、ストロー現象を生む可能性も有している。新幹線の停車駅等と周辺地域とを接続する地域鉄道、バス等の二次交通網を整備し、旅行者の地域への誘客につながる観光ルートの整備・構築を地域が一体となって推進することが求められる。また、国による整備への強力な支援が求められる。

特に全国に91ある地域鉄道は、地域住民の足であるだけでなく、地域経済の活動基盤となっている。その維持・有効活用を図る観点から、観光列車として活用するなど、まちづくりと連動した地域経済の活性化につなげていくための取り組みを促進させる必要がある。

(3) 地域におけるニューツーリズムの推進

ニューツーリズムは、観光産業以外の産業との連携による、地域の環境や特色を活かせる観光として注目され、スポーツツーリズムやエコツーリズム、農林漁業体験民宿によるグリーンツーリズムなど、様々な取り組みが行われている。地域が取り組むこれらニューツーリズムをさらに促進するために、国による財政的支援、専門家派遣などの人的支援、国内外への情報発信など、支援の強化を図りたい。

また、外国人富裕層を対象とした医療ツーリズムの推進強化、障害者や高齢者をはじめ誰もが安心して旅行することができる「ユニバーサルツーリズム」の拡大など、政府、自治体、民間が連携して、バリアフリー化と訪日プロモーションの強化に取り組むことが必要である。

【参考】

- 奄美大島商工会議所（鹿児島県）では、平成21年から「奄美観光桜マラソン」を実施。奄美ならではの風景を満喫できるスポットをコースに組み込むとともに、特産品を参加者にふるまうなど、奄美ならではの「おもてなし」を提供。スポーツ関連雑誌への募集広告の掲載や、域外の県人会への周知等により、県外からの参加者が増え、宿泊増につながっている。平成27年2月に開催した第7回大会には、過去最高の1,900人以上が参加。



県内外から多くの人が参加

(4) 日本人の国内観光需要の喚起

①体験型プログラムを取り入れた国内教育旅行の促進

国内観光を推進するためには、自然、文化・歴史など様々な角度から未だ知られざる地方の魅力、これまで以上に広く積極的に周知することが重要である。

児童・生徒を対象に、地方の魅力の体感、観光に関する興味・関心と理解促進の機会を提供するため、農山漁村体験をはじめ、地域の自然、文化・歴史などの体験プログラムにより構成される国内教育旅行を促進することが必要である。そのためには、地域におけるストーリー性をもった観光ルート、プログラムの策定と、自治体、国による広報・周知活動の推進が求められる。

【参考】

- ・広島商工会議所（広島県）が中心となり、平成 12 年に広島県、山口県にまたがる広島湾域の 7 市 6 町の自治体、商工会議所、商工会等で構成する「広島湾ベイエリア・海生都市圏研究協議会」を設立。平成 19 年度から、瀬戸内海の島々の魅力を活かした体験型修学旅行誘致を官民一体で推進し、地元の人々との交流体験の場を提供。これまでに累計 132 校・2 万人以上の生徒を受け入れた。



感動体験の場を提供

②地域の観光資源としてのプロスポーツの有効活用

近年、地域の観光資源としてのプロスポーツの役割が高まっている。国民に人気の高い野球とサッカーは、春から秋にかけての同時期に開催されており、サポーターを含む観客の各地開催地への動員を奪い合っている状況にある。他のスポーツも含め、それらの開催期間を調整、分散化することによって、それぞれの観客数を増加させることが可能となり、スポーツツーリズムの促進、地域への交流人口と旅行消費額の増加を図ることが期待できる。加えて、球場等の施設利用の促進、有効活用にもつながり、2020 年オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツ需要の拡大、地域における受け入れ環境の整備にもつながる。

したがって、各競技間の調整を図り、開催時期、場所の分散化により 1 年を通じて様々なプロスポーツを楽しめる仕組みを構築することが望まれる。

【参考】

- ・Jリーグ・モンテディオ山形の地元や天童商工会議所(山形県)では、年間約 20 万人のサッカー観戦者を対象に、観光コースの情報発信や旅館の宿泊、土産品の割引等の仕組みを構築。こうしたアウェーに来るサポーターを対象とした「アウェーツーリズム」の注目が高まっている。
- ・Jリーグの普及に伴い、地域ではスタジアムの建設が活発化しているが、こうした建設を地域の観光振興とまちづくりに連動させることが必要。多機能複合型、民間活力の導入、まちなか立地など、「スマート・ベニュー」（地域の交流空間となりえる施設）として、持続可能な施設運営が行える仕組みを導入・推進し、2020 年オリンピック・パラリンピックとその後を踏まえた施設整備、活用を視野にいれることも重要。

[現在建設工事中] ガンバ大阪・新スタジアム、長野パルセイロ・新スタジアム

[建設決定] 京都・亀岡スタジアム、北九州・小倉新スタジアム

[建設計画実行] 八戸・新スタジアム、那覇・新スタジアム

[建設構想] 広島、山形、富山、相模原、清水、長崎、甲府、徳島、福島、名古屋、浦安

- ・ガンバ大阪の新スタジアムは、建設費約 140 億円のうち、約 106 億円を寄付（法人 721 社、個人延べ 34,627 人）によって賄い建設。建設されたスタジアムは、吹田市に寄付され、ガンバ大阪が指定管理者となり運営するという PPP による取り組み。今後の施設建設・運営、という観点からも注目を集めている。



©スタジアム建設募金団体

1-2. インバウンド

(1) 空港・港湾の整備・強化

①国際拠点空港の容量拡大・整備、地方空港とのネットワークの強化

訪日外国人の約半数が羽田・成田の首都圏空港を利用している。首都圏空港における国際線需要は、概ね2020年代前半には約75万回と空港容量の限界に達する見込みである。首都圏空港の容量拡大をはじめ関西、中部の国際拠点空港のフル活用や地方空港の利用促進など、全国の航空ネットワークのさらなる連携・充実を早期に図り、受入機能を強化する必要がある。

具体的には、オープンスカイの推進、LCCやチャーターフライトなどを含む新たな航空事業者の参入促進、国際拠点空港と地方空港との機能分担やネットワーク強化などの推進、さらには、ビジネスジェットの受入環境の整備が求められる。

また、都心上空の飛行の実現や、国際拠点空港等の深夜早朝時間帯における新規就航・増便分に係る国際線の着陸料の割引、深夜バス等を運行する事業者向けの支援、都市中心部と空港との交通アクセスの向上など、様々な方策の検討、実施が必要である。

②港湾の整備促進によるクルーズ船の受け入れ拡大

平成26年のクルーズ船により入港した外国人旅行者は前年比2.4倍の約41.6万人で、全国106の港に寄港した。政府は、2020年のクルーズ船による入国外国人旅行者数100万人を目標に掲げているが、クルーズ船専用ターミナルは全国に9つのみで、そのほとんどが、貨物港との併用となっている。接岸する岸壁延長や水深不足の解消など、大型化するクルーズ船への対応を含め、港湾インフラの早期整備が必要である。

海外からの訪日ルートは、空以外は海のみであるという観点から、クルーズ観光の受け入れ促進が重要であり、例えば、瀬戸内海を対象としたクルーズ観光開発を国家的なプロジェクトとして進めるなど、積極的な取り組みを図りたい。

なお、現在、わが国が保有するクルーズ船は3隻にとどまっており、外国籍のクルーズ船の日本への寄港を拡大していく必要がある。しかし、飛行機や船による国内運航は、自国事業者のみに限定されており、日本発着の外国籍クルーズ船は、海外の港に立ち寄ることで、同規制（海運カボタージュ規制※）を回避している。近年のクルーズ船の大型化（直近では4,000人超乗船可）など、クルーズツーリズムの可能性は大きく、より多くのクルーズ船が全国各地に寄港できるよう、外国籍の船舶に対する運航制限を、観光クルーズ船に限り緩和されたい。

【参考】

・舞鶴港（京都府）は埠頭の利用転換、岸壁やC I Q施設の整備による既存ストックの有効活用で、外航クルーズ船の誘致を進める。現在、全国クルーズ活性化会議、京都舞鶴港クルーズ誘致協議会（舞鶴市、舞鶴商工会議所等が参画）を中心に、自治体、企業、国が連携した誘致活動を展開しており、寄港回数が急増。その経済波及効果は2億6,000万円（平成26年）にのぼる。



まちなかで体験イベントを実施

(※)カボタージュ規制とは、飛行機や船による国内運航を自国事業者のみに限定するという規制。船舶法第3条により、自国内の物資または旅客の輸送は原則として自国籍に限っているほか、「海洋基本計画」（平成25年4月26日に閣議決定）にも上記規制を維持することが明記。

(2) 訪日ビザ発給要件等のさらなる緩和

① 訪日ビザ発給要件の緩和

日本への旅行者増加が見込まれる国々に対し、ビザ発給要件の緩和や免除を進められたい。特に、訪日プロモーション重点市場に追加された市場のうち、人口規模の大きさや、訪日客数の高い伸びが期待できる中国、インド、ブラジル、フィリピン、ベトナム等に対する、さらなる要件緩和を期待する。また、ASEANは今年12月に経済共同体の構築が予定されていることから、メンバーのミャンマー、カンボジア、ラオスについても、工程表を作成し、戦略的な緩和を進められたい。

② 外国人の長期滞在促進に向けた在留資格の見直し

昨年改定された「日本再興戦略」を受け、外国人富裕層を対象に、観光目的による滞在期間を最長1年とする入管制度（在留資格）の見直し準備が進められている。本制度については、当初の予定通り、平成27年度中に実施するとともに、一定以上の資産保有や、配偶者の同伴可能化など、旅行者の受け入れ要件設定等、有効な制度設計を図られたい。

【参考】

- ・『日本再興戦略』改訂2014において、海外富裕層を対象とした長期滞在を可能とする制度が、観光目的による滞在期間を最長1年とする方向で、平成27年度からの実施を目指すことが盛り込まれている。
- ・新制度案は、「査証免除措置を行っている国・地域」「3,000万円以上の預貯金」「50歳以上」等の一定の要件を満たす外国人に対して、特定活動という在留資格を与え、6か月以上の在留を認め、1回の更新を可能とし、観光目的で最長1年間在留できるようにするもの。

③ 寄港地上陸許可制度等の活用による訪日外国人旅行者の増大

昨年改定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を受け、トランジット旅客のうち国際線通過旅客の入国促進を図るため、本年3月より、成田空港において「Narita Transit Program」がスタートしている。

国際線通過旅客の入国促進は、訪日外国人旅行者の増大や、訪日リピート化の促進、空港施設等の利用増による空港周辺地域の活性化にもつながることから、寄港地上陸許可制度（ショアパス）を活用した新たな枠組みを早期に構築するとともに、各地の空港でのトランジットプログラム導入について促進されたい。また、地方への観光客取り込みのため、韓国で認められているような乗継客向けの無査証入国制度の導入や、トランジット・ビザのインターネットによる発給など、発給方法の見直しを図られたい。

【参考】

- ・昨年のアクション・プログラムを受け、9月にトランジット旅客の訪日観光促進協議会が設置され、「トランジットプログラムWG」「トランジットプログラムプロモーションWG」「寄港地上陸許可制度（ショアパス）活用検討WG」が発足。成田空港の先行導入を目的に協議。
- ・上記を受け、3月1日より成田空港でトランジットプログラムが本格的にスタート。同プログラムは、2～3時間で、成田山新勝寺での文化体験や多古町での里山体験など、空港周辺の日本の文化、おもてなしに触れる機会を提供。
- ・寄港地上陸許可制度（ショアパス）では、72時間の範囲内での上陸が許可されることから、国際線通過旅客の国内観光・ショッピング機会の提供により、国内消費の増大につなげることが可能で、現在、政府では、本制度を活用した新たな枠組みを検討中。
- ・韓国では、外国人の乗継客が、観光へのビザが免除されていない場合であっても、米国、日本、

カナダ、オーストラリア、ニュージーランドいずれかの国のビザを取得し、最終目的地までの航空券を所持している場合には、30日間の無査証入国を認めている。

- ・国際線通過旅客に日本での最大14日間の滞在を認めるトランジット・ビザ制度があるが、予め在外公館の窓口で申請・取得する必要がある。オーストラリアやカンボジアでは、容易に取得できるよう、主要空港やネットで発給を行っている。

(3) 空港・港湾における出入国手続きの迅速化・円滑化

訪日外国人旅行者の利便性向上を図るために、空港・港湾での出入国手続きのさらなる迅速化を進める必要がある。具体的には、国際会議の参加者やVIP等の空港での出入国手続きの迅速化を図るため、CIQの関係省庁、航空会社および空港会社等が連携し、ファーストレーンの設置拡大や、入国審査にかかる予算・要員の充実を図り、必要な物的・人的体制の整備の推進が求められる。

既に、首都圏空港では、出入国手続きの迅速化・円滑化が進められており、地方空港においても出入国手続きの迅速化・円滑化に向け、CIQ要員の増強などの対策強化に取り組むべきである。

また、大型クルーズ船についても、日本の寄港地での滞在時間の有効活用のため、前寄港地等から入国審査官が乗船し実施する船上審査の導入・拡大による手続きの円滑化が求められる。

(4) 訪日外国人旅行者受け入れ促進のための環境整備

① 免税店の拡大に向けた制度の周知徹底と許可要件の明確化

昨年10月に実施された免税店（輸出物品販売場）の全品目免税対象化は、訪日外国人旅行者の消費を促す契機となったほか、2020年に向けて全国の免税店数を1万店に倍増させるという目標も前倒しで達成の見通しとなった。さらに、本年4月からは、商店街やショッピングセンターが第三者への代理委託により、免税販売手続きを一括カウンターで実施できるよう制度改正が行われたことを歓迎する。今後は、免税店許可要件の明確化、手続きの簡素化と制度周知を図り、小規模事業者や地方の免税店の拡大を促進されたい。

【参考】

- ・平成26年10月1日時点の免税店数は9,361。
- ・店舗の負担軽減、外国人観光客等の免税手続の煩雑さ解消を進め、免税制度の利用促進を図る観点から、平成27年4月1日より免税制度が改正。
- ・これにより、①商店街振興組合の組合員が経営する店舗、②一棟の建物内にある店舗、③中小企業等協同組合の組合員が経営する店舗、④大規模小売店舗の施設内にある店舗、での免税手続きの第三者委託（一括カウンターでの処理）が可能。また、クルーズ船の寄港時に埠頭へ免税店を臨時出店する際の手続きが簡素化された。

② 観光案内所の増設および観光案内機能の強化

訪日外国人旅行者が、慣れない土地で不自由なく快適な観光をするためには、交通機関の要所やまちなか、道の駅、高速道路サービスエリアなどでの外国人に対する観光機能の強化が必要である。

政府は、地方都市におけるJNTO認定外国人観光案内所の増設を図るなど、観光案内機能を拡充されたい。加えて観光案内所の質の向上が求められる。具体的には、民間事業者との連携により、通訳案内士・特例ガイドの常駐やコールセンターの活用による多言語対応に加え、各種観光ツアーや交通機関の手配、美術館・コンサートのチケット販売など、旅行者向けのサー

ビスをワンストップで提供する機能を観光案内所内に持たせ、旅行者の利便性とおもてなしの向上を図られたい。

③観光案内等の多言語対応推進に向けた支援強化

訪日外国人旅行者の増加に適応すべく、地域における多言語対応の推進強化が重要である。政府は、英語表記、ピクトグラムの普及を軸とした支援策の強化を図られたい。

また、駅前広場や公共施設における無料休憩場の設置や、公共施設や宿泊施設、商業施設などの観光施設における無料公衆無線LAN環境の整備が不可欠である。外国人旅行者への対応として、英語表記付き地理案内板の設置やデジタルサイネージ(電子掲示板)、スマートフォン、タブレット等を活用した案内を推進することも求められる。

【参考】

- ・川口商工会議所(埼玉県)は平成27年3月、JR川口駅東口に大型ビジョン「新キャストビジョン」と、近隣の商店街など5カ所にデジタルサイネージを設置。新キャストビジョンと連動させて、商店街のイベント情報や、近隣河川の増水状況といった災害情報等、幅広い地域情報を発信。
- ・大手印刷会社では、平成27年2月から3月末まで、仙台市で開催された国際会議にあわせて、デジタルサイネージを活用した多言語対応の訪日外国人向け情報サービスの実証実験を実施。

④公共交通機関における多言語表示・アナウンスの拡充

訪日外国人旅行者の快適で円滑な移動の実現に向けて、公共交通機関における外国語表記とアナウンスの充実を図るべきである。政府、自治体、民間が連携して、統一性を持った多言語表記の策定、普及に努めるとともに、遅延等不測の事態の際のアナウンス対応の仕組みについても検討が必要である。

⑤対象国ごとの対応マニュアルの作成と普及

政府は、在外公館等と連携して、外国人が感じる不便・不満点を把握し、ムスリム、ベジタリアンといった多様な人種、宗教、生活習慣等に対応した「国別接客マニュアル」を作成のうえ、関係者に周知・普及させ、わが国のおもてなしの向上を推進されたい。

また、観光業界において、外国人受入への消極的対応や古い商慣習の改善、現金決済が中心である中小規模の飲食店・小売店や旅館におけるクレジットカードの利用促進などに向けた支援、普及啓発を推進されたい。

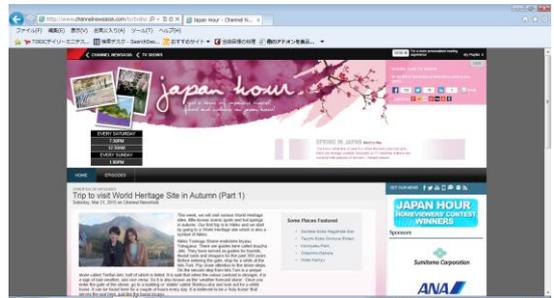
(5)「クールジャパン」や「ビジット・ジャパン」と連動した海外観光プロモーションの強化

和食に代表される食文化、ものづくり技術、伝統文化、芸術など、地域の魅力を「ビジット・ジャパン」や「クールジャパン」と一体的に発信・プロモートし、日本ブランドとして展開することが重要である。

特に、地域発の観光情報を、海外のTV等メディアを使って他のコンテンツと一体的、継続的に発信し、日本への誘客プロモーションや映画等のロケ地誘致につなげることが必要である。政府は、放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)、JNTO等との連携の強化や、ジャパン・コンテンツローカライズ&プロモーション支援助成(J-LOP)の一層の活用を通じて、海外メディアの放送枠等の確保と地域発の観光情報・コンテンツ供給を推進し、地方都市へのインバウンドを促進する取り組みを増強されたい。また、地域発の観光情報・コンテンツの制作・海外展開を担う人材の育成も強化されたい。

【参考】

- ・日本のテレビ番組の海外展開促進を目的に、国内の放送局や大手商社などが中心となって、平成 25 年に「一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）」を発足。現在、同機構と商社等がマレーシア大手メディアグループと連携して、日本全国を鉄道旅行するテレビ番組「Welcome To The Railworld 日本編」の共同制作が進められ、マレーシアで放送されることが決定。
- ・大手商社では、1990 年代からシンガポール地上波放送局と連携して「Japan Hour」の放送を実施。現在、アジア・オセアニアを中心に 24 の国・地域向けに毎週土日の計 3 回、日本のテレビ局制作の「土曜スペシャル」（日本の各地観光名所、名物料理等を紹介する番組）を配信。
- ・北海道テレビ放送では、外国人が MC を務める地域情報番組「Love Hokkaido」を制作し、日本で放映するとともに J-L O P を活用し、中国の上海、ベトナム、シンガポール、インドネシア等で放送。SNS や動画配信などを組み合わせ、北海道の魅力を多くの国に発信している。



「Japan Hour」のホームページ

(6) ビジネス需要の拡大と地域活性化に向けた M I C E の促進

① 地方都市への M I C E 誘致の促進

政府では、国際的な M I C E 誘致競争に打ち勝つため、「グローバル M I C E 戦略都市」「グローバル M I C E 強化都市」を認定し支援しているが、認定を受けた都市はいずれも大都市であり、実際のコンベンション（国際会議）も、ほとんどが大都市で開催されている。

しかし、地方都市においても、地場産業に関連する国際会議の誘致や、地元旅館を活用した宿泊対応、周辺地域を巡るアフターコンベンションなど、地域ならではの魅力や「おもてなし」を活かした取り組みが展開されている。

政府においては、政府主催の国際会議の地方開催をはじめ、大都市での M I C E 開催後の地方でのアフターコンベンションやインセンティブツアーを実施するなど、大都市と地方都市との連携や、地方都市が進める M I C E 誘致への支援強化を図りたい。

【参考】

- ・国際的な M I C E 誘致競争の強化を図るため、「グローバル M I C E 戦略都市」「グローバル M I C E 強化都市」を平成 25 年 6 月に認定。
 - グローバル M I C E 戦略都市（5 自治体）：東京都、横浜市、京都市、神戸市、福岡市
 - グローバル M I C E 強化都市（2 自治体）：大阪府・大阪市、名古屋市・愛知県
- ・平成 24 年のコンベンション（国際会議）の開催状況を見ると、全 2,337 件のうち、東京 23 区が 500 件と全体の 20% 強を占め、以下、福岡市（252 件）、京都市（196 件）と続く。
- ・地場産業を活かした取り組みとして、平成 29 年に「第 8 回世界盆栽大会」がさいたま市で開催予定。誘致にあたっては、盆栽産業の歴史をはじめ、盆栽を授業に取り入れている地元小学校の様子などを紹介し、地域に盆栽文化が強く根付いていることをアピール。
- ・平成 22 年 8 月に、山形県上山市の「かみのやま温泉」で「第 9 回国際計算機情報科学会」が開催。参加者 200 人のうち半数近くが訪日外国人。旅館文化体験など、旅館ならではの「おもてなし」が好評。

② M I C E に関する一元的な情報収集・提供体制の構築

M I C E 誘致を促進していくためには、行政やコンベンションビューローだけでなくミューテ

イングプランナー、PCO (Professional Congress Organizer)、施設、ホテルなどの多くの事業者の連携が必要である。また、JNTOや地方自治体、コンベンションビューロー、地方大学等が連携して、MICE案件のデータベースを一元的に管理し、情報提供、相談対応できる体制を整備することが望まれる。

③MICEの魅力向上に向けたユニークベニュー・公共空間の活用促進

歴史的建造物や文化施設などをユニークベニューとして活用し、MICEの魅力向上を図ることは、MICEの誘致を促進するうえでも必須要件となっている。国内には、こうした魅力ある施設が多数立地している。こうした施設を観光資源として有効活用していくことは、地域のMICE誘致の競争力強化につながるだけでなく、地域の魅力創造に効果的である。

政府は、地域におけるユニークベニューの整備促進を図るとともに、ユニークベニューとして利用可能な施設の関係者を集めた組織を結成し、ユニークベニュー施設のデータベース化、利用可能な施設の開発促進を進められたい。

【参考】

・平成26年9月に行われた「ジャパン・トラベル・ウィーク」(主催:観光庁、日本観光振興協会、日本旅行業協会)の開催期間中、東京・上野の東京国立博物館で、交流会「JAPAN NIGHT」が行われた。「和」のおもてなしをテーマに、日本の魅力をアピールした。



福岡では商店街をユニークベニューに



国立博物館で行われた「JAPAN NIGHT」の様子

・平成24年9月30日から10月4日までの約5日間、福岡県福岡市内で「第32回国際泌尿器科学会総会(SIU)」が開催され、世界93カ国から約2,800人が参加。会期中、地元の川端商店街、櫛田神社、博多町家ふるさと館をユニークベニューに、「会員懇親会(SIUナイト)」を実施。地元博多料理の提供や着物の着付け体験など、日本の文化体験や理解促進に向けて、地域が一体となって参加者をもてなした。

(7) 日本人の旅行需要喚起によるツーウェイツーリズムの実現

インバウンドの拡大を推進していくために、政府においては、海外との国際相互理解の醸成、経済交流の拡大を図り、日本と当該国との双方向の観光促進(ツーウェイツーリズム)を進める必要がある。日本の旅行業界と連携した海外での訪日キャンペーンの実施や、地方自治体、商工会議所などと協働し、海外姉妹都市・商工会議所の関係を活用した、双方向での送客の促進などの対策が求められる。

(8) 観光を通じた東日本大震災被災地復興の促進

東北地方をはじめとする東日本大震災の被災地では、訪問観光客数が未だ震災前の水準に回復していない地域が多く、観光を通じた地域活性化を促進し、早期に交流人口を回復・拡大することが必要である。

具体的には、風評被害の払拭に向けた国内外への正確な情報発信の強化に加え、大規模な国際会議の誘致や修学旅行をはじめとする教育旅行を対象とした復興ツーリズムの推進、さらには、里山文化や三陸地方の食・海・歴史文化等を活かしたグリーンツーリズムの推進やJNTOによる海外での東北デスティネーションキャンペーンの実施など、東北PRの一層の強化が重要である。

(9) 2020年オリンピック・パラリンピック開催効果の全国への波及

政府は、2020年オリンピック・パラリンピック開催国という国際的な注目を活かし、事前合宿の誘致のみならず、スポーツイベントを含む大会前後のMICEの促進を図るべきである。

オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典のみならず、文化の祭典でもある。各地域の文化・観光資源を見直す機会と捉え、各地域の伝統・芸能・祭り・食・工芸品・文化などを育成・活用する施策を講じ、文化を通じた観光立国や地方創生の取り組みを促進されたい。

また、全国各地の観光関連情報の国内外での一元的な発信や、広域連携による地方への誘客促進の取り組みを支援されたい。

2. 観光関連産業のイノベーション促進と地域内産業間の連携と協働

(1) 観光統計の整備と利用の促進

着実なインバウンドの拡大を実現するためには、観光客数、ホテルの客室数・稼働率や空港容量など、供給面から見た正確な基礎データの整備は不可欠であり、政府は、これらを調査・把握したうえで、戦略的かつ実効性のある施策を展開されたい。

また、地方創生のためには、地域内の観光消費額、観光関連産業の状況などを把握できる統計の早期整備が求められる。観光庁が実施している「観光地域経済調査」の調査結果を早急に公表するとともに、「地域経済分析システム」と併せて、地域の観光戦略やマーケティングの立案、効果の検証等に有効に活用できる情報システムを早期に構築されたい。

(2) 地域限定旅行業への参入促進

着地型観光の需要拡大ならびに旅行者の利便性向上を図るため、旅行業法における登録制度の弾力化を図られたい。具体的には、ホテル・旅館や観光案内所、道の駅などが旅行商品を造成・販売し、地域におけるコンシェルジュ機能としての役割を果たせるよう、地域限定旅行業への参入促進に向けた方策を検討されたい。

【参考】

- ・平成26年4月現在、第1種旅行業者は696、第2種旅行業者は2,777、第3種旅行業者は5,625、地域限定旅行業者は45事業所。
- ・政府では、着地型旅行の促進を図る観点から、平成19年5月に「旅行業法施行規則」を改正し、これまで第3種旅行業で認められていなかった募集型企画旅行を「営業所が所在する市町村および隣接する市町村」において行えるようにした。また、平成25年4月には同施行規則を改正し、地域における旅行業への参入を容易にするため、「地域限定旅行業」を創設し、営業保証金や基準資産額を引き下げた。
- ・地域限定旅行業は、第3種旅行業同様、実施する区域を限定（出発地、目的地、宿泊地および帰着地が営業所のある市町村、それに隣接する市町村、および観光庁長官の定める区域内に収まっていること）して、国内の募集型企画旅行の企画・実施を行うことができる。また、受注型企画旅行についても、募集型企画旅行が実施できる区域内で実施が可能で、同様の区域内の手配旅行も取り扱える。

(3) ツアーオペレーターの資質向上に向けた認証制度の普及

日本では、インバウンドの旅行手配を行うツアーオペレーター(ランドオペレーター)の旅行業登録を義務付けていないことから、近年、外資系のツアーオペレーターによる低価格、低品質のツアーが増えている。政府は、訪日旅行の一層の質の向上を図る観点から、日本旅行業協

会が実施しているツアーオペレーター認証制度の普及促進を図るとともに、旅行業登録のないツアーオペレーターの営業実態の把握、資質を担保する仕組みづくりを検討されたい。

また、現在進められている経済連携協定等の交渉を通じて、対象国間の旅行業におけるビジネス環境整備を図られたい。

【参考】

- ・平成 25 年度の訪日外国人旅行消費額 1 兆 4,168 億円のうち、旅行関係消費額〔宿泊費（4,763 億円）、交通費（1,480 億円）〕は 44%の 6,243 億円。このうち日本旅行業協会（JATA）会員等の取扱高は 17%の 1,060 億円で、そのほとんどが外資系旅行会社の取り扱いとなっている。
- ・TPP参加国の中で、ベトナムとマレーシアには、旅行業のビジネス規制がある。
 - (1) ベトナム：旅行代理業については、ベトナム企業とのJV形態であれば投資が可能。ただし、扱える業務はインバウンドのみ。
 - (2) マレーシア：
 - ①インバウンド・ライセンス
 - ・100%外資が認められる、ただし払込済み資本金が最低 150 万リンギ（約 4,900 万円）
 - ②アウトバウンド・ライセンス
 - ・外資出資不可
 - ③インバウンドおよびチケットング
 - ・シンガポールおよびカンボジアの企業は 70%まで出資可能
 - ・シンガポールとカンボジアを除く ASEAN企業は 51%まで出資可能
 - ・非 ASEAN企業は 30%まで出資可能

（４）耐震改修支援など旅館の活性化の促進

旅館は、観光振興の重要な担い手であるとともに、施設そのものが観光資源である。増加するインバウンドの宿泊需要の受け皿として、FIT層に向けた情報発信強化や予約・決済などの商習慣の改善、人材育成等の受入環境整備などへの支援が必要である。

また、安全性の確保から宿泊施設に対し、改正耐震改修促進法への対応が義務化されているが、自治体の支援に温度差があることや、高い検査、建設コストのために、取り組みが進んでいない。宿泊施設の安全性の確保は、災害時の避難施設としての有効活用にもつながることから、政府は、耐震診断・改修の実施状況を把握するとともに、補助制度を拡充し、地域の旅館等宿泊施設の活性化の促進を図られたい。

（５）観光人材の育成

①通訳案内士の育成強化と特例ガイドの全国への認定拡大

訪日外国人旅行者の増大、地方への誘客促進、地域のおもてなしの向上、そして地域における観光産業・人材の育成を図るため、ガイドの数と質を確保する必要がある。

ガイドの数を増やすためには、総合特別区域法や改正中心市街地活性化法等で認められている特例ガイドを全国に適用拡大することが必要である。

質の確保という観点から、通訳案内士制度については、更新制度や定期的な研修制度を導入するなど、通訳案内士法の改正を含めた見直しを検討すべきである。また、特例ガイドに関しては、商工会議所が実施する「ご当地検定」などを活用した人材育成を図ることが重要である。

なお、政府は、多様化する外国人旅行者のニーズに対応していくため、通訳案内士、特例ガイド、さらにボランティアガイドを含め、それぞれの役割や特徴を活かした、受け入れのため

の仕組みの構築が必要である。

【参考】

- ・通訳案内士法では、外国人に対し外国語により有料で旅行に関する案内を業として行う場合には、通訳案内士試験（国家試験）に合格し、都道府県に登録しなければならないとされている（無資格者の有償ガイドは認められていない）。
- ・総合特別区域法に「通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例」が盛り込まれ、総合特区内において、特区自治体による研修を経た通訳案内士以外の者による有償ガイド行為が可能とされた〔導入区域：北海道札幌市、大阪府泉佐野市、和歌山県高野・熊野地区、島根県益田地区、奈良県奈良公園、九州7県（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島）〕。
- ・通訳案内士制度については、観光庁が昨年12月に「通訳案内士制度のあり方に関する検討会」を設置し検討中。短期・中長期的な改善策を議論することになっており、その結果を今年のアクション・プログラムに盛り込む。

②観光ボランティアの育成

2020年オリンピック・パラリンピックの開催や訪日外国人旅行者2,000万人時代に備えるために、通訳案内士や特例ガイドの拡充に加え、その機能を補完するボランティアガイドが活躍できる環境づくりを進めることが求められる。

政府は若者や女性、外国人等を対象に、外国語を使いながらその土地の名所旧跡、歴史・文化・生活等を案内できる人材や、観光資源の発掘、商品化等に取り組む人材への支援を拡充されたい。また、独自の取り組みを進めている行政・観光協会等の状況を把握したうえで、観光ボランティアの育成や、組織づくりなどに関する研修プログラムの実施や財政的支援を行う必要がある。

③外国人技能実習制度の活用

日本の優れたホスピタリティを身につけた観光人材を育成するため、外国人技能実習制度において、フロント業務やレストランサービス業務などのホテルスタッフ業務を、技能実習対象職種に追加されたい。

【参考】

- ・外国人技能実習制度における「技能実習2号」への移行対象職種・作業は、職業能力開発促進法に基づく技能検定の職種・作業と、JITCO（公益財団法人国際研修協力機構）の認定による公的評価システムに基づく職種・作業を合わせて、平成27年1月23日現在で69職種127作業に限られている。このうち、技能検定によるものが53職種83作業で、JITCO認定による公的評価システムによるものが16職種44作業。

④外国人学生に対する就労活動の制限緩和

留学・就学の資格をもって在留する外国人が地域の観光業や有償ガイドなどで十分に活躍できるよう、1週28時間までとされている就労活動の制限を緩和されたい。

【参考】

- ・留学・就学の資格をもって在留する外国人が許可された在留資格に応じた活動以外に、収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動を行おうとする場合は、予め「資格外活動」の許可が必要だが、「出入国管理及び難民認定法施行規則」第19条第5項において、就労時間が1週に28時間以内（長期休業期間にあるときは、1日について8時間以内）であることが義務付けられている。

(6) 規制等の撤廃・緩和

①貸切バスの営業区域規制および料金制度の緩和に関する道路運送法の改定

平成 26 年の貸切バス運賃・料金制度の改正に伴う料金の大幅な上昇により、バスツアーの需要縮小、それに伴う地域の土産品店、飲食店の売り上げ減少など、観光関連産業に悪影響が及んでいる。

他方、訪日外国人旅行者の急増に伴い、外国人旅行者向け貸切バスに対しては、営業所の隣接県を臨時営業区域と認める等の特例措置が平成 27 年 9 月末まで延長された。

貸切バスによる観光は、地方においては観光振興の重要な担い手であり、労務管理や車両の保守等において安心・安全を適切に確保することを前提に、料金設定の自由化、臨時営業区域の恒久措置化をはじめ、営業区域に関するさらなる緩和など、制度の見直しを検討されたい。

【参考】

- ・旅行者の安全・安心の確保という面から、平成 26 年 4 月に貸切バス運賃・料金制度が改正された（道路運送法（第 9 条の 2 第 2 項）に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令）。
- ・この改正に伴い、バス事業者のみならず、地域の観光関連産業に影響が及んでいる地域がある。
- ・観光バスは道路運送法で貸切バスに分類されており、出発地・到着地いずれかに都道府県単位の営業区域を有する事業者しか運行できず、加えて営業区域には必ず営業所と車庫がなければならないと定められている。
- ・貸切バス運送の安全を適切に確保し、訪日外国人旅行者の増加に対応することを目的に、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」（平成 19 年 9 月 13 日付国自旅第 139 号通達）により、外国人旅行者向けの貸切バスを対象に、①営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域（地方ブロック）を臨時営業区域とする、②①のほかに営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず、臨時営業区域とすることができる、という特例措置（もともと平成 26 年 4 月 17 日～27 年 3 月 31 日まで）が、27 年 9 月末まで延長されている。

②国際観光ホテル整備法の改定

昭和 24 年に制定された国際観光ホテル整備法は、戦後間もなく数少ない訪日外国人旅行者をもてなすためにつくられた施設および接遇基準であり、その後、改定が行われているものの、旅行者増、ニーズの多様化の現状にあつては、登録制度が有効に機能しているとは言い難い。

については、利用者が目的・予算に応じて良質のサービスを提供する施設を選択できる新たな設備・サービス基準を策定するとともに、登録施設に対する新たなインセンティブの検討や登録に関する相談体制の強化など、制度の活用を促す環境整備が必要である。

【参考】

- ・「外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視」（総務省、平成 26 年 7 月公表）によると、4 割が課された義務を遵守せず（22 軒/55 軒）、登録制度が誘客に寄与するとした施設はなかった（回答数：41 軒）。なお、全ホテル・旅館に占める本制度の登録割合は、わずか 5%（2,624 軒/5 万 4,540 軒<平成 24 年値>）。

③水辺空間活用促進のための河川占用許可期間の延長

河川区域内に、オープンカフェやバーベキュー場等を設置する場合、河川法に基づき河川管理者から占用許可を受けなければならないが、占用許可期間が 3 年以内と定められているため、その都度許可を取らなければならないが、長期の利用を想定した設置ができない。民間事業者の創

意工夫による河川空間の魅力向上を図るため、河川法の河川占用許可期間を、公益物件（公園、緑地、遊歩道、自然観察施設、船着場等）並みの10年以内に延長されたい。

【参考】

- ・河川敷地の継続的な利用にあたっては、「河川法」の第24条に基づき、河川管理者の許可を受けることが必要になり、その審査基準が河川敷地占用許可準則である。河川敷地の占用については、公共性または公益性を有する者を原則的な占用主体としているところであり、占用の特例として営業活動を行う事業者に占用を許可することとなることを踏まえ、3年以内を許可の期間としている。

④河川観光船の弾力的な運航を促進する海上運送法の規制緩和

河川、運河、川辺を活かした観光を推進するため、予め許可された水域で継続して一般旅客定期航路事業を営んでいる河川観光事業者に対しては、同水域内であれば、柔軟な航行プランを企画・航行できるよう、手続きの簡素化を図られたい。

【参考】

- ・「海上運送法」の第20条第2項により、人の運送をする不定期航路事業（第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を除く）を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続きにより、その事業の開始の日の30日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- ・同法第21条により、一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く）を営もうとする者は、航路ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。

3. 関係府省庁、国と自治体、自治体間の垣根を越えた推進体制の構築・強化

(1) 観光庁の観光施策に関する総合調整・情報発信機能の強化

観光担当大臣の強力なリーダーシップのもと、観光庁が、関係府省庁で独自に実施されている観光関連施策を総合的に調整できるよう機能強化を図ることが必要である。

(2) 観光振興に関する予算の拡充

政府全体の観光関連予算（平成26年度：2,956億円）については、年々増加しているものの、観光庁関係予算については平成27年度に103億円（平成26年度補正を含め146億円）と、諸外国と比較して極めて規模が小さい。観光による地域および日本経済への波及効果をさらに高めるためにも、観光庁関係予算をはじめとする政府全体の観光関連予算のより一層の拡充を求める。

日本再興戦略において観光立国実現に向けての指標（KPI）として、訪日外国人旅行者数が設定されているが、国内外の需要の取り込みによって経済効果を生み出すという観点においては、旅行関連消費額が重要となる。このため、新たなKPIを設定し、経済効果の拡大に力点をおいた取り組みに対して、予算の重点配分を行うべきである。

(3) 国、地方自治体、民間事業者間のさらなる連携強化

政府は、観光立国実現に向けた施策を強力に推進するため、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」の進捗状況を検証し、そのうえで改定を行い、観光立国に向けた施策を強力に推進することが必要である。

また、関係府省庁間の調整のみならず、国と地方自治体間の連携強化、各地方自治体においては行政区域を越えた観光振興に取り組む連携・協働の仕組みの構築が重要である。さらに、官民の連携を強化し、幅広い業種の事業者間の連携促進に取り組み、観光振興の担い手を広げていくことが重要である。

(4) JNTO（日本政府観光局）の機能強化

訪日プロモーションの実施主体であるJNTOの組織強化を図り、戦略的なインバウンドを進めていくために、各国政府観光局と比較して少ない人員・海外拠点・予算の一層の拡充が必要である。また、今後、海外旅行者の増大が予測されるASEAN、インドをはじめとする、アジア地域を中心とした海外拠点の増設や、在外公館等とのさらなる連携強化、自治体、企業等と連携したプロモーション強化に取り組むべきである。

さらに、JNTOホームページのGlobal siteを充実させ、多言語による地域の観光情報の充実を図り、訪日外国人旅行者のためのポータルサイトとして有効活用されるよう、情報発信機能を強化されたい。

(5) 旅行者に対する危機管理体制の構築

日本での事業活動は、地震等の自然災害を前提に展開を考える必要がある。特に、観光分野においては、来訪者の安心・安全を確保するため、ハード面における災害対策の推進はもちろん、災害時の情報提供や事業者との連携、観光・宿泊施設等の人材育成など、適切な対策の実施による危機管理体制の強化を図る必要があり、具体的に以下の対応が求められる。

- ①地方自治体・事業者・自治会等との連携による国内外旅行者のための災害時情報提供ポータルサイトの構築と普及
- ②宿泊施設や観光施設の災害時の初期対応を含む危機管理マニュアルの整備、その周知のためのセミナーや研修、防災訓練等の実施、ICTを活用した緊急時外国語災害情報の発信
- ③災害時における通信手段確保のための、公園・公民館・学校・体育館等の公共施設における無料公衆無線LAN環境の整備
- ④在日公館や運輸機関との連携による災害・危機後の訪日外国人旅行者の安全かつ確実な帰国への支援策の策定と、危機発生直後の復旧に向けた計画策定、およびその実施体制の整備

【参考】

・沖縄県は、台風や地震などの災害発生時に、県内関係者が連携して観光客の支援や観光産業の回復を図ることを目的に、「県観光危機管理基本計画」を取りまとめた。平成27年度は、この基本計画に基づき、実行計画を策定する。平成28年度からは市町村や関係団体の観光危機管理マニュアルの作成支援や、訓練を行っていく予定。

以上